



《第三表》

屋号 フラ氏名	コクゼイ ジロウ <b>国 税 次 郎</b>	項 号 項 号 項 号	和 四 年 分 以 降 用
(単位は円)			
収入金額	短期譲渡	一般分 ㉔	
		軽減分 ㉕	
	長期譲渡	一般分 ㉖	10000000
		特定分 ㉗	
		軽減分 ㉘	
		一般株式等の譲渡 ㉙	
		上場株式等の譲渡 ㉚	
		上場株式等の配当等 ㉛	
		先物取引 ㉜	
		山林 ㉝	
	退職 ㉞		
所得金額	短期譲渡	一般分 ㉟	
		軽減分 ㊱	
	長期譲渡	一般分 ㊲	0
		特定分 ㊳	
		軽減分 ㊴	
		一般株式等の譲渡 ㊵	
		上場株式等の譲渡 ㊶	
		上場株式等の配当等 ㊷	
		先物取引 ㊸	
		山林 ㊹	
	退職 ㊺		
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の㉑)	㉑	11150000
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の㉒)	㉒	2590000
	㉓ 対応分	㉓	8560000
	㉔ 対応分	㉔	000
	㉕ 対応分	㉕	000
	㉖ 対応分	㉖	000
	㉗ 対応分	㉗	000
	㉘ 対応分	㉘	000
	㉙ 対応分	㉙	000
	㉚ 対応分	㉚	000
税金の計算	㉛ 対応分	㉛	000
	㉜ 対応分	㉜	000
	㉝ 対応分	㉝	000
	㉞ 対応分	㉞	000
	㉟ 対応分	㉟	000
	㊱ 対応分	㊱	000
	㊲ 対応分	㊲	000
	㊳ 対応分	㊳	000
	㊴ 対応分	㊴	000
	㊵ 対応分	㊵	000
税 金 の 計 算			
㊶ 対応分	㊶	1332800	
㊷ 対応分	㊷	0	
㊸ 対応分	㊸	0	
㊹ 対応分	㊹	0	
㊺ 対応分	㊺	0	
㊻ 対応分	㊻	0	
㊼ 対応分	㊼	0	
㊽ 対応分	㊽	0	
㊾ 対応分	㊾	0	
㊿ 対応分	㊿	0	
㉑から㉒までの合計 (申告書第一表の㉑に転記)	㉑	1332800	
株式等配当先物取引 本年分の㉑、㉒から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額 本年分の㉑から差し引く繰越損失額 本年分の㉑から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖	0 0 0 0 0 0	
〇 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項			
区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)
長期一般	△△市××町 11-11-9	2,500,000	0円 (7,500,000)
差引金額の合計額		99	7,500,000
特別控除額の合計額		100	
〇 上場株式等の譲渡所得等に関する事項			
上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	101		
〇 退職所得に関する事項			
区分	収入金額	退職所得控除額	
一般	円	円	
短期			
特定役員			
整理欄	A B C D E F	申告等年月日	
取得期間		通算	
資産		特別期間	
入力		申告区分	

和四年分以降用) 〇第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5の2による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「〇 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法41の5の2による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0円)を記載します。